

令和元年第2回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和元年5月8日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	5月8日午前10時15分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1番 岩 崎 真 滋 3番 山 本 隆 史 5番 稲 月 敏 子 7番 山 口 昌 亮 9番 山 田 仁 樹 11番 下 中 一 郎	2番 長 良 俊 一 4番 井 戸 太 郎 6番 植 田 い ず み 8番 森 田 勝 10番 窪 和 子 12番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 川 西 貴 通 山 口 繁 雄 北 樋 口 政 弘 辰 巳 育 弘 西 岡 勝 三 島 野 千 洋 今 田 良 弘 松 村 嘉 容 寺 口 嘉 彦 大 辻 孝 司 巳 波 規 秀
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 和 田 里 絵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	報 告 第 1 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て （ 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て ）	

町長提出議案 の題目	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平群町税条例等の一部を改正する条例について)
	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度平群町一般会計補正予算(第8号)について)
	議案第 27 号	平群町税条例の一部を改正する条例について
	議案第 28 号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議案第 29 号	平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 30 号	令和元年度平群町一般会計補正予算(第1号)について
	議案第 31 号	平群中学校空調設備整備工事の請負契約の締結について
	議案第 32 号	平群町及び三郷町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
	議案第 33 号	平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
	議案第 34 号	上牧町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
	議案第 35 号	王寺町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
同意第 4 号	監査委員の選任に同意を求めることについて	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	
会議録署名議員 の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1番 岩崎真滋 2番 長良俊一	

令和元年第2回（5月）  
平群町議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年5月8日（水）  
午前10時開議

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について

令和元年第2回（5月）  
平群町議会臨時会追加議事日程

（第1号の追加）

追加日程第1		議席の指定について
追加日程第2		会議録署名議員の指名について
追加日程第3		会期の決定について
追加日程第4		副議長の選挙について
追加日程第5		特別委員会の設置及び定数について
追加日程第6		常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
追加日程第7		特別委員会の委員の選任について
追加日程第8		諸般の報告
追加日程第9	報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）
追加日程第10	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて （平群町税条例等の一部を改正する条例について）
追加日程第11	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて （平成30年度平群町一般会計補正予算（第8号）について）
追加日程第12	議案第27号	平群町税条例の一部を改正する条例について
追加日程第13	議案第28号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
追加日程第14	議案第29号	平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第15	議案第30号	令和元年度平群町一般会計補正予算（第1号）について
追加日程第16	議案第31号	平群中学校空調設備整備工事の請負契約の締結について
追加日程第17	議案第32号	平群町及び三郷町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
追加日程第18	議案第33号	平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
追加日程第19	議案第34号	上牧町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約について

追加日程第 2 0 議案第 3 5 号 王寺町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約について

追加日程第 2 1 同意第 4 号 監査委員の選任に同意を求めることについて

令和元年第2回（5月）  
平群町議会臨時会追加議事日程

（第1号の追加）

追加日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件

○局 長

皆様、おはようございます。議会事務局の西谷でございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、森田議員さんが年長の議員でございますので、臨時議長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

年長議員議長席に着く

○臨時議長

皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました森田でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

先日、4月24日の議員懇談会の中では自己紹介をしておりますが、理事者側と初めてでありますので、住所、氏名の自己紹介をお願いいたします。

議席番号1番の岩崎君より順次お願いいたします。

自己紹介

○臨時議長

続きまして、理事者側の紹介をお願いしたいと思います。

副町長、お願いします。

○副町長

それでは、私のほうから、町長を初めとする職員について紹介をさせていただきます。

理事者紹介

事務局紹介

○臨時議長

御苦労さまでした。

ここで、各参事は退席いたします。ありがとうございました。

開 会 (午前10時15分)

○臨時議長

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和元年平群町議会第2回臨時会を開催いたします。

町長より、招集に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町長

皆様、改めましておはようございます。臨時会の招集に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも大変御多用の中、令和元年第2回平群町議会臨時会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

元号も平成から令和に改まり、希望に満ちた新しい時代を迎えました。新しい元号のもと、最初の招集の議会であり、新しい時代を迎えて、令和に込められた、心寄せ合い文化が育つ、文化が生まれ育つという意味を心に刻みながら、議会と行政が両輪となり、新しい平群のまちづくりを推し進めていく決意を新たに臨んでまいる所存であります。

議員各位におかれましては、さきの議会議員選挙におきまして見事当選の榮譽を勝ち取られましたこと、心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

今後におきましては、平群町発展のために御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

そう申し上げました私自身、昨年12月の町長選挙で町民の皆様の信託を受け、初めての町政を担わせていただいているところであります。

現在の平群町の財政状況は非常に厳しい状況にあります。少子・高齢化が近隣市町村と比較しても顕著に進んでおり、本年3月末での高齢化率が37.4%と高水準にあることとあわせて、生産年齢の減少と相まって、税収も減少傾向にあります。反面、高齢化の急速な進行により、医療、介護といった社会福祉分野における扶助費等の財政出動が確実に増加している現実、また、土地開発公社解散による債務の継承と平群駅周辺整備事業や文化センター・図書館建設事業を初め、ゆめさとこども園の建設や各学校の施設整備、道路等のインフラ整備に投じた財源として発行した地方債の残高が150億円に上っていることなど、前途多難な課題が山積しております。

そのような中でも、平群町の将来を見据えたまちづくりに取り組んでいくことは大変重要であります。町民の皆様に住んでよかったと思っただけの施策を実施することにより、町民の皆様全てが笑顔になるまちづくりを実現して



まいりたいと考えておりますので、議員の皆様と議論を重ね、町民の皆様のためになるまちづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位の御指導と御鞭撻、また町政に対する御協力を賜りますことを重ねてお願いを申し上げます。

さて、3月議会からこれまでの主な出来事について御報告申し上げます。

3月9日には、第14回市町村対抗子ども駅伝大会が檀原の運動公園で開催され、総合で19位、町の部では10位になる結果となりました。これも御指導いただいたコーチの皆様と選手の皆様の日々の努力の成果が実を結んだものでございます。

3月23日には、第16回竹あかりの集いが開催されました。近年、全国で多発しているさまざまな災害を教訓に、災害からみずからの命を守る防災イベントとして定着し、当日は町内外のボランティア団体の皆様によるさまざまな催し物を開催され、多くの町民の方の御参加をいただきました。

春は卒業・入学の季節であります。各学校やそれぞれの園において、3月には卒業式、卒園式が、4月には入学式、入園式が行われ、園児、児童・生徒の皆様は、これまでの学びやから新たな学びやへと巣立っていかれました。皆様のこれからの御活躍を御祈念申し上げます。

竜田川の魅力づくりのイベントとして、4月5日、6日には、プリズムへぐりから西宮親水公園までの間、桜のライトアップを行いました。多くの町民の方がお越しになり、ライトアップされた桜と竜田川の水面に映る桜を楽しんでいただきました。また、4月20日より、多くの方に御協力いただいたこいのぼりの吹き流しを掲揚しております。五月晴れの空を泳ぐこいのぼりをごらんください。

4月29日には、平群町の一大イベントとなりました第10回へぐり時代祭りを開催いたしました。当日は、心配しておりました天候ももち、来場者も2万人を超えるなど大盛況であり、平群の歴史に思いをはせる折々の衣装に身を包んだ歴史上の人物の時代行列は勇壮でありました。ボランティアスタッフを初め、関係各位の皆様には、この時代祭りの開催に向け御尽力を賜りましたことを御礼申し上げます。

本臨時会におきましては、報告案件が1件、専決処分案件の承認案件が2件、条例改正が3件、補正予算が1件、人事同意案件が1件、契約等の議決が5件、合計13件の案件を上程をしております。いずれにおきましても慎重に御審議を賜り、原案どおり承認・可決・同意賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○臨時議長

ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○臨時議長

議事日程の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、一般選挙後の臨時議長が作成する議事日程の範囲は議長選挙までとなっておりしますので、それに準じて報告いたします。

議事日程報告 議事日程表のとおり

○臨時議長

日程第1 仮議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっております。仮議席は議長の選挙が終了し、就任するまで、ただいまの着席の議席とします。

日程第2 議長の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

「投票」の声あり

○臨時議長

ありがとうございます。投票という声がありますので、これより、選挙は投票で行います。

議長の出入り口を閉めます。

議場閉鎖

○臨時議長

ただいまの出席議員は12名です。

次に立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に山本君及び植田君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

投票用紙配付

○臨時議長

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○臨時議長

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

投票箱点検

○臨時議長

投票箱は異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。局長。

局長の点呼により順次投票

○臨時議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○臨時議長

投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたしました。  
開票を行います。山本君及び植田君、開票の立ち会いをお願いします。

開票

○臨時議長

それでは、選挙の結果を報告します。  
投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、山田君が8票、下中君は4票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、山田君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

## 議場開鎖

### ○臨時議長

ただいま議長に当選されました山田君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

この際、各位に報告します。議長は、王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、以上の議員及び王寺周辺広域市町村圏協議会の委員にもただいま就任されました。

議長の就任挨拶をお願いします。

### ○議長

ありがとうございました。

ただいま議長に当選をさせていただいたということで、その職責の重大さを痛感しているところでございます。

我が日本国は、平成から令和という時代を迎えまして、国民が新しい希望に満ちて、将来に向かって今進もうとしている中、私たちの平群町も明るい未来に向かって進んでいかなければならない、進んでいきたい、そういう時代を迎えている中ですが、先ほど町長のほうからのお話もありましたように、この私たちの町は、これからも厳しい時代を迎えていくことを覚悟しながら、すばらしい町になっていくよう、全員で一丸となって頑張っていかなければならないと、そういうふうを考えていますが、それには住民の皆さん、また議会、理事者側の一丸となった努力が必要となってきます。

私は、これから議長をさせていただきまして、皆さんのお力添えを賜りながら、一丸となって、この平群町がすばらしい町になっていくように、ともに粉骨砕身、頑張っていきたいと思っています。そのためにも、皆さんのお力添え、御協力をお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

### ○臨時議長

議長章の授与を行います。

議長、前をお願いします。

事務局より議長章授与

○臨時議長

これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願いたいと思います。

議長、議長席に着く

○議長

それでは、お諮りします。

会議規則第22条の規定により、議事日程の追加をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決しました。

追加議事日程配付

○議長

ただいまからの議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

議事日程の報告を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 追加議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めます。

追加日程第1 議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により1番、岩

崎君、2番、長良君を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日と決定したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法といたしましょうか。

「投票」の声あり

○議 長

投票という声がありますので、それでは、副議長の選挙は投票で行います。議長の入出口を閉めます。

議場閉鎖

○議 長

ただいまの出席議員数は12名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に岩崎君及び稲月君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

投票用紙配付

○議 長

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

#### 投票箱点検

○議 長

異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。はい、局長。

#### 局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
続きまして、開票を行います。岩崎君及び稲月君の開票の立ち会いをお願いいたします。

#### 開票

○議 長

選挙の結果を報告します。  
投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票です。  
有効投票のうち、長良君 4 票、井戸君 8 票。  
以上とおりです。  
この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、井戸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

### 議場開鎖

○議長

ただいま副議長に当選されました井戸君が議場におられますので、本席から告知をいたします。

副議長就任の挨拶がございます。副議長、どうぞ。

○副議長

ただいま副議長に就任させていただきました井戸太郎です。

議長を支え、この平群町を支え、一生懸命頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

議事進行の準備のため、11時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時46分)

再 開 (午前11時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

追加日程第5 特別委員会の設置及び定数について  
を議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員会の設置及び定数について、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、設置する特別委員会、下水道事業特別委員会6名、駅周辺整備事業特別委員会6名、財政検討特別委員会6名、議会改革特別委員会6名、公共交通対策特別委員会6名といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の設置及び定数については以上の



とおりに決定いたしました。

追加日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

追加日程第7 特別委員会の委員の選任について

追加日程第8 諸般の報告

以上3件を、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

ただいま議題になりました各委員の選任方法については、どのような方法で選任すればよいか、審議をお願いいたします。

「選考委員会」の声あり

○議長

はい。選考委員会方式という声がございますので、私のほうから選考委員を指名させていただいていいでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議長

それでは、私と副議長の井戸君、森田君、山本君、4名をもって選考委員を決定したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よろしくをお願いいたします。

それでは、委員会の構成もあり、時間も要しますので、午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時 02分)

再 開 (午後 1時 30分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

皆さんにお知らせいたします。委員会構成は完了したんですが、印刷等がまだちょっと残っておりますので、2時まで休憩させていただきます。

(ブー)

休 憩 (午後 1時30分)

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

各委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

お諮りいたします。

先ほど休憩中に選考委員会を開催し、協議していただきました各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の所属が決定いたしましたので、報告いたします。

事務局より名簿を配付いたします。

名簿配付

○議 長

それでは、局長から報告いたします。局長。

○局 長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして、御報告申し上げます。なお、敬称は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

総務建設委員会、委員長、窪和子議員、副委員長、森田勝議員、委員、長良俊一議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員、下中一郎議員。

文教厚生委員会、委員長、植田いずみ議員、副委員長、山本隆史議員、委員、岩崎真滋議員、井戸太郎議員、稲月敏子議員、馬本隆夫議員。

下水道事業特別委員会、委員長、山本隆史議員、副委員長、長良俊一議員、委員、山口昌亮議員、森田勝議員、山田仁樹議員、下中一郎議員。

駅周辺整備事業特別委員会、委員長、下中一郎議員、副委員長、山口昌亮議員、委員、岩崎真滋議員、長良俊一議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

財政検討特別委員会、委員長、稲月敏子議員、副委員長、岩崎真滋議員、委員、山本隆史議員、植田いずみ議員、森田勝議員、山田仁樹議員。

議会改革特別委員会、委員長、森田勝議員、副委員長、馬本隆夫議員、委員、長良俊一議員、井戸太郎議員、稲月敏子議員、窪和子議員。

公共交通対策特別委員会、委員長、馬本隆夫議員、副委員長、稲月敏子議員、委員、井戸太郎議員、植田いずみ議員、窪和子議員、下中一郎議員。

議会運営委員会、委員長、山口昌亮議員、副委員長、井戸太郎議員、委員、岩崎真滋議員、山本隆史議員、植田いずみ議員、窪和子議員。

なお、議会だより編集委員会につきましては、議会運営委員会が兼ねることとなっております。以下、議会選出の附属機関の名簿につきましては、下記に書いているとおりでございます。

以上でございます。

○議長

ただいま局長が報告いたしましたとおり選任したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定いたしました。

追加日程第9 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)  
の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月8日報告

平群町長 西脇洋貴

めくっていただきまして、専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成31年2月26日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、和解及び損害賠償の額の決定について。

平成31年1月7日午後6時30分ごろ、平群町菊美台1丁目800-142番地先、町道菊美台1号線道路上のアスファルト舗装の劣化によるくぼみにより、その地点を原付バイクで走行していた相手方が転倒。相手方の身体に損傷を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 6,130円
- 2 所管課 都市建設課でございます。

これにつきまして、左肩から右腕を受傷され、治療に対する損害賠償でございます。

以上でございます。

○議長

追加日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平群町税条例等の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

非常にややこしいんですよね。ややこしなってるのは国の責任だというふうには思うんですが、まず、2年後に変わるものを2年前とか2年半前に、国のほうが決めてですね、それに基づいて条例も変更せよと、こういうことになるわけですから、既に決まったけれども、可決はして、条例は変わってるけれども施行日が来てないものが、それについても変更があるというような、今、説明だったと思うんですけれどもね。それでね、前も、何回も言いましたけれども、何回も言った結果、改正概要というのが1年半前か2年半前ぐらいからつけられるようになったんですが、もうちょっとね、実際に過去の変わった、今説明聞いて、わかりますけど、最初、これ見ただけで、まだ施行日が来てないものも変更があるなんてのはどこにもないわけで、そういうのもわかるようなものをやっぱりきちっとつける必要はあると思うんですよ。これは、町税条例だけには限りませんが、特に町税条例については毎年、毎年ですね、3月のほ

ぼ末のほうで、国が法律が変わる。それに伴って、それぞれの都道府県、市町村が条例を改正する。それはそれで、そういうことになるんですけども、それがなかなかね、住民との関係ではいろいろ変わってくるわけですよ。その変わってくるのが、それを審議する議員にわかるように、もっときちっと概要で書かないと、審議にならないわけ。法律変わったんやから、もうええやないかっていうわけにはいかんのですわ。何でかという、法律が変わって、条例が変わる、で、それを住民の皆さんに知らせるということになればね、町のほうではそんな細かく知らしてないわけですから、当然、私たち、これ、賛成反対する場合に、そのことを聞かれればですね、やる必要があるから、その点ね、今後、改善する気があるのかどうか、これで十分だと思ってるのかどうか、その点どうですか。町長でも誰でもええです。

○議 長

税務課長。

○税務課長

すいません。申しわけございません。一応こちらといたしましては、改正概要をつくる段階ですね、新旧対照表に合わせまして、わかりやすくつくってるつもりでございますが、再度検討いたしまして、改善していきたいと思っております。

○議 長

山口君。

○7 番

ぜひね、もっとぱっと見て、ぱっと見てとは言いませんが、しっかり見ればわかるようなものにしていただきたい。

それからですね、中身についてちょっと質問しますけれども、まず、全体でね、これまでもあったみたいですけども、私も見落としてましたが、今回、専決処分、4月1日からの施行ということで、専決処分になってるんですけどね。まず、町税条例等、等の改正って、こうなってるわけですね。平群町税条例等の一部改正、等っていうのは本来、条例っていうのはですね、一つずつあるわけですから、等っていうことになれば、複数あるのかというふうになるんですが、これは、等とつけた意味合いがあるんだと思うんですが、その点、簡単に説明してください。

○議 長

税務課長。

○税務課長

等とはどういう意味かということでございますが、今回の条例改正のように、

税条例の一部改正と、それから、税条例の一部を改正する条例の一部を改正と、今言うてる、まだ施行日が来ていない、以前可決賜ったものの2種類がある場合は等をつけるということで、表記されております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

その辺もできたら事前に説明していただければなと思いますが、それからですね、順番に、個人住民税については住宅ローンの改正ということで、期限延びるわけですから、それはそれでね、いいとは思いますが、これで見るとね、書いてあることは、現行が平成33年中居住が、今、34年から43年まで10年間と。改正になると、32年中に居住と、で、33年から45年。この最初の居住の違いは一体何なのかと。適用については、ことしの10月1日から来年の3月31日まで1年3カ月、1年3カ月の間に居住の用に供した場合に適用って、こうなってるわけね。だから、適用されるのはそれだけやから、せやのに、何で、33年中の居住とか、32年の居住とか、特に改正のほうの32年中に居住になるのか。この下の分でいえば、改正とは合うんやけども、じゃあ、現行は32年居住やったら、現行の場合は、これの適用はされないのかっていうふうに、これだけ見ると見てしまうんだけど、その辺はどのような整合性があるのか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

これにつきましても、適用は平成31年10月1日から、消費税がアップしてからということになってますが、上の現行、それから改正につきましては、10年から13年に変わるということで、わかりやすく表記しているものと思います。我々も、これ見た感じではちょっとわかりにくい、10年から13年に改正で、改正の内容につきましては、平成43年度が45年度に変更ということになっておりました。それについて、わかりやすくするために、現行のほうを平成34年から43年の10年間と、改正については13年間ということで、ちょっと基準年度が、前がちょっと違ってくるんですけども、33年から45年度ということで表記されてるということで理解しております。

○議 長

山口君。

○7 番

要するにね、これまで10年間、住宅ローン、ローンで払ってる残額がある場合、それに対して控除、残額というか、払った金額か、それが控除されてた。それが、10年が13年になったわけでしょう。3年延びたら、今既に住宅ローン控除受けてる人は10年なわけですよ。ことしの10月1日、消費税が10%になって、それから1年3カ月の間に、新たに住宅ローンを組んで居住した場合に13年になりますよということでしょう。ほしたら、現行が平成33年中居住っていう書き方っていうのは、本来必要ないはずなんですよ。現に、今、10年の控除受けてる人がいるわけでしょう。今建てても、10月までに建てれば、要するに、10年の控除もらえるわけじゃないですか。それとの違いさえわかればええんであってね、今の説明やったらよ。こんな書き方したらやね、じゃあ、現行が平成33年からでないと、住宅ローン、適用されないのっていうふうに、これだけ見ればね、なってくるわけですよ。だから、そこんところが、改正概要の書き方がね、僕は、ちょっと丁寧でないっていうのはそうなんです。初めて見たら、そう読み取りますよ。だから、そこがおかしい。じゃあ、今の説明でわかりました。要するに、今受けてる人はとにかく10年、10月1日からは13年になると、この1年半の間にね。その後のことはまたわかりませんから、何とも言いませんが、1年3カ月の間に建てれば、消費税で2%分負担がふえるから、その分、住宅ローンで何ぼか見てあげましょうかということでもいいわけですね。

○議 長

税務課長。

○税務課長

山口議員おっしゃるとおりでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

それから、さっき説明で、所得税で控除し切れなくなった場合に住民税からって、個人住民税からということになってました。ここについてはね、実際にそういうことがこれまで平群町でもあったのかどうか、そのことも含めて、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

実際にあったのかどうかということは、ちょっと確認はしておりませんが、例えば、ここに書いてますように、最大40万円まで控除できるということで

ございますが、所得税が35万円の人の場合ですね、5万円オーバーすると、控除額が5万円オーバーすると、その分につきましては、翌年の個人住民税からその5万円分相当を控除していくというものでございます。

○議長

山口君。

○7番

それはね、要するに、確定申告等をすれば、自動的にそれはしてもらえるんですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

年末調整等を行っておれば、自動的になるんですけども、申告の場合はまた手続、住民税については手続が必要ということでございます。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ、会社がやる年末調整等でやってる分についてはやってもらえるけれども、確定申告した場合は、それぞれ個人で申告しないとだめ、だめというか、役場、例えば税務署のほうからですね、そういうのが送られてくるということはないということであれば、知ってないとしないですよ。私もこんなん、住民税から控除してもらえるなんて全然知りませんでしたから、それはちょっと、今いいですけど、住民サービスっていう点でいえば、当然そういうのはあるというのをそういう人には知らせていく必要があると思うんですが、今の答弁だったら、知らんままいくほうが多いのかなというふうに危惧するんでね、ちょっとその辺は、税務課としては何ら考えてますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

また広報、それからホームページ等で周知していきたいと思っております。

○議長

山口君。

○7番

個人住民税はそれでいいですけど、あと、固定資産税のほうね、県内にも対象がないと。これ、ちょっと僕、認識不足かわかんないですけど、もともとスーパー堤防ということで、国土交通省、昔の建設省が、堤防をきれいに整備し



てですね、災害を防ぐのと同時に、それで、こういう立ち退き、そして、もとに戻る、もとについていっても、完全にもとじゃないですが、こういうのをつくるということなんで、奈良県にもないということなんです、普通考えたら、大和川あたり、いろいろ整備してたら、平群町には関係ないですけどね、あるんかなというふうに思ったんですが、それもないということなんで、いいんですが、とりあえず、これについてはちょっと、いいですわ。

それから、もう一つの軽自動車のほうについてね、今ちょっと説明聞いてて不思議に思ったのは、これも書き方がね、重課についてですね、これ、平成18年3月31日までの初回登録者、これはこの間、条例改正の中でも説明は受けてますけれども、これが、要するに、重課は平成31年度に限ったものとして、こう書いてあるんですね。重課っていうのは、もう平成30年度で終わるということですか。平成32年度、令和2年になんのかな、もうややこしいから2020年、2020年からは、もう重課はしないという、これ見たら、そういうふうにもとれるんやけども、どうなのか。その点が一つと、それから、平成29年度分の軽課を削除って、29年度分の軽課、この下に書いてある、これについては削除って書いてあるわね。削除ということは、これまで軽課されてたものが、削除って、これ、条文の削除をしたら、実際、じゃあ、どうなるのかっていうのは、ここでは読み取れへんね。だから、何書いてあるかわからへんねん、これは。だから、これは実際に、平成18年3月31日までの、要するに、古い車についての重課っていうのはもう終わるのかどうか1点。それから、29年分の軽課について、削除するって、こう書いてあんなけど、これは、削除したらどうなるのか、そこを説明していただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

この重課の削除につきまして、31年に限ったものというのはですね、これは、条文の改正で、こういったものが新旧対照表の中で出てきますので、これは、厳密に言いますと、今度、10月1日から、また軽自動車税のほうで、改正要件が出てきます。それに合わせるために削除するとか、限ったものにするとかいうことの改正分でございます。新旧対照表とあわせて見てもらえばわかると思うんですけども、一応重課というのは、基準年度から14年を経過したものであるということでございます。今言いました、31年度に限ったものというのは、それに伴う、今度の改正に持っていくために、いろいろ現行例規、並びに、第2条関係でまた出てきますが、さきに可決賜った未来例規のほうもそれに、10月1日の改正にあわせて改正していくというものでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

それやったら、余計おかしいよ。9月議会に、じゃあ、この後の分、出てくるから、ここだけ先削つといて、今度、10月1日施行のやつについては、9月議会でまた町税条例の改正案出すわけでしょう。それでのるからいいんだって、それやったら、一緒に出してもらわないと、10月1日から施行しようが、何しようがやね、そうでないと、やっぱり整合性とれんでしょ。だから、これだけなくなんのかという説明になんねん。とりあえずなくなんねん、だから。なくなんねんけど、今年度、それ、別に、税金が重課で、要するに、高く取られるわけでしょう。それは変わらへんのにやね、ここで、これだけ廃止するか書いてやね、ほんで、9月議会でって、9月議会いうたら、もう4カ月後、またそれ出てきてやで、今度、これに足しますって。じゃあ、審議すんのにやね、わけわからへん。いや、この前、6月に説明した後のこれですわみたいな話になってきてやね、それやったら、何で一緒に出さへんねんっていうふうに普通の人なら思うわけですよ。一緒に出さない理由があるんだったら、それも言ってもらったらいいけど、こういう出し方ってちょっとおかしいです。それも、これ、専決処分やで。これはもう4月1日からやから、ここは削つとかんと、これはもう専決処分として出さざるを得ん部分なの、ここの部分は。いや、その辺の区分け自体もおかしいねん。後から出てくる専決でない部分、これは6月1日って言ってたから、今5月なんで、まだ間に合うと、施行日がね。だから、専決じゃなく、通常の議案として出てるわけやけども。だから、そこんところがね、ちょっと整合性とられへんのよ。どういう基準でやってるのかなって、今、説明聞きながらずっと思ってる。事前にいろいろ言ったけど、事前にいろいろ言ったのとは違って、また見ると、余計不信というか、どういう出し方やろう。よそで聞いたら、一発で出してるところもあるわけでしょう。一発で出さない理由って、平群町の事情があるんやったら、その事情を説明した上で言わないと。ほんで、さっきの説明でも、これは、重課は、ここではなくなるけれども、実際に払うのが、重課そのものがなくなるわけではないんですけどいう説明してくれないと、重課なくなって、僕なんかやったら、ええやないかって、こう思いますよね。だから、そこんところではどうなの。もう法律変わったから、仕方ないから、もう国が出してきたとか、県が言ってきた、その部分でそのまま出してまんねんっていうことなのか。いや、それやったら、もう何も平群町要らんやんか、この分ですついたらってなるからね。いや、そうではないと思うけど。そこんところ、しっくりいかへんのよ。

ほんで、ちょっと調べるとね、軽自動車税についてはですね、今後、電気自動車や天然ガス以外は全部、要するに、軽減なしになるわけでしょう。今、軽減されてるのがなくなるというか、要するに、電気自動車と天然ガス、天然ガスっていうのはタクシーとかのあれやと思うけども、それ以外は全部、要するに、増税になるわけじゃないですか、実質的には。そこんところもこれでは全然読み取られへんけども、それは9月に出すわけ、ていう話でしょう、今の説明やったら。そんでええんかいなっていうふう思います。町長、どう思いますか、今聞いてて。町長は税務課が長かったから、よくわかっておられると思いますけど、どうですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

重課がなくなるということで書いてるんじゃないしに、31年度に限ったものということで、これにつきましては、先ほど言いましたように、今の段階では31年度に限ったもの、それから、今度また、言いましたように、先に出てきますけども、これからの後につきましては、またおいおい改正が出てくるということでございます。

議員おっしゃったようにですね、ほかの町村では、専決で全て終えるところもでございます。私が聞く範囲によりますと、平群町につきましては、十分話し合いができる段階で上程するということになっておりますんで、10月1日からの分につきましては9月議会で上程させてもらうという形で、今までずっとそういう形で行ってきたということを聞いておりますんで、私にしましては、議員おっしゃるよう一発で、専決でですね、ずっと、同じ項目についてやってるんであれば、そのほうがわかりやすいかなと思ってるんですけども、そういう形で今まで行ってきたということでございます。

「誤解あるようやけど、僕は、専決を推奨してるわけじゃないよ。この後に町税条例出てくるわけやから」の声あり

○議 長

ちょっと待ってください。ちょっと町長から。はい、町長。

「それは勘違いしたらあかんで」の声あり

○町 長

今、山口議員言われた専決と議決の件なんですけども、僕も過去聞いてるところによりますと、専決ってというのは、もう町長の専決でできてしまうということで、改正日が議決に間に合う分については議決で上げるというような形で、過去からそういう流れで聞いております。だから、専決ってというのは、もう議員の議決権を奪ってしまうので、あくまでも議案として上程できる分については議案として上程するというので、過去からそういうふう聞いております。

○議長

山口君。

○7番

勘違いしたらあかんよ。俺、そんなこと言ってへんやんか。専決を推奨、この後ももう1本、同じ町税条例出てて、そこで書いてたらええわけやんか、それやったら。専決じゃないやんか。どっちみち期間眺めて、じゃあ、あんたたち、6月議会に、9月議会にこういう議案出しますから、議員の皆さんしっかり検討しておいてくださいって言って、全部議案出してくれんのか。3日前じゃないですか、議会の、基本的に、休み除いて。そうでしょう。ほな、9月議会に出そうが、何して出そうが、審議する期間、議員として見る期間なんて、そんな長くないんですよ。町長も、今、何か勘違いしてるのか知らんけど、専決処分なんか誰も推奨してへんよ。これは4月1日だから仕方がないって、仕方ない。でも、承認案件やから、意見も言い、また、反対しようと思ったら、反対できるわけじゃないですか。それでも専決やから、議会が議決しなくっても、専決処分でいくんでしょうけどもね。いや、そんなことはわかった上で言うんです。基本は、住民にとってどうかっていうことで審議してるわけやから、だから、承認案件だったって、当然審議しますよ。わからんままやね、賛成なんかできないでしょうって言ってんねやん。だから、わかるようなものをちゃんとつくって出ささいよということやんか、事前に。全く説明しないんですよ、平群町は事前に。だから、これをつくってくださいと言って、やっつくってもらったのが1年半前でしょう。それは役に立ってるんですよ。それはええことなんで、ただ、今回のこれを見る限り、さっぱり見てもわからんやないのってというのが一番言いたいことであってね。結果として、今度、9月議会に出してくるやつはやね、さっきも言ったけど、住民にとっては負担増になるわけやん。そんなん、これ、出てへんやんか。じゃあ、その前段なんだから、前提としてあるわけやんか、これが。だから、それやったら、この専決処分を出すと同時に、もう1本出てるところにですね、あと、全部出したって別に構へんわけやん。いや、推奨してるわけじゃないよ。それ、分けんのやったら分けるように、今後、こういうことになりますということも書いた上でやね、説

明してもらわないとだめなんじゃないですかって、おかしいかな、言ってること。町長、それでわかりましたか。

○議 長

町長。

○町 長

確かに議員言われるように、専決というのは、4月1日からもう法律が施行されてますので、これ、一応専決させていただいたということで、あと、地方税法でいいますと、今、未来例規という形で、過去に議決した分をさかのぼって改正していく分があります。これについては今後、一応精査して、出せる分については一発で議決案件として、分けずに出すようには検討していきたいと思っております。

○議 長

山口君。

○7 番

国の法律の変え方がいかにいいかげんかということですね、結局。要するに、まだ施行も来てないやつ、また変えるわけやから。おかしい話やんか。だから、早目早目に、要するに、住民に目隠しして、国民に目隠ししてね、2年後とか1年半後の税金とか変えといてやね、そのときに問題にならんでね、いつから上がったんっていうふうに国民がなってやね、いや、もうそんなん1年半前に決まっちゃったよというようなことになるわけ。例えば、それが、国の地方税法が変わって、平群町の町税条例が変わります。私ども日本共産党は反対します。ほんで、「へぐり民報」に書きます。それを読んだ人は「え」とか思うけども、そのとき、でも、始まるの1年半後、2年後、もう忘れてる。こんなこと平気でやる国ですわ、今。ここで言っちゃあないんやけど、そういうこともあるから、もうちょっと丁寧に、次から書いてくださいね。それは、町長、よろしいですか。

○議 長

町長。

○町 長

議案については丁寧に書かしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。山口君。

○7 番

専決処分ではありますけれども、反対いたします。

まずですね、今回の条例改正のもとになったのは地方税法の改正、その多くがですね、ことし10月からの消費税を10%に増税することへの対策として出ています。今回出ている税の住宅ローン控除の負担軽減措置、これについては、持ち家比率が高いということもあって、そういうところから否定するものではありませんけれども、ただ、賃貸住宅居住者には、消費税増税による負担増に対する恩恵がない、対策がないということでは不公平ではないか、このことを一つ指摘しておきます。

それから、先ほど話していたグリーン化特例についてはですね、今回の改正には入っていないですけれども、消費税増税に配慮してですね、現行の軽減を2年間延長するものですね、2年後には負担増になるという、これが前提です。これらのこともあってですね、この専決処分には反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12 番

今回の平群町税条例等の一部を改正する条例については、私は賛成をしたいと思います。

というのは、先ほど、るる説明ありましたように、なぜ専決処分せねばならないということは、この31年度、地方税法等の一部を改正するこの法律は、国の上位法が改正されたものでございますので、施行も基本的には4月1日からということになっております。よって、私は上位法を尊重し、準則として、今回の条例は改正されたものというふうに理解をいたしまして、この条例については賛成をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第1号について採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平群町税条例等の一部を改正する条例について）は原案どおり承認をされました。

追加日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成30年度平群町一般会計補正予算（第8号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

何で繰り越しするんかっていう説明はしてもらわないと、だって、3月議会終わったのが3月19日でしたから、それ以降、要するに、年度内にできないということがわかったわけでしょう。ほんで、今回出していただいているわけですが、出すことは、それはそれでええんですけど、なぜできなかったのかという説明をしていただくのと、それからですね、もう8号補正になるわけですが、今わかってる段階で結構ですから、平成30年度の単年度収支、実質単年度収支、どれぐらいの見込みでいるのか。まだ出納閉鎖してませんから、確かな数字にはならないでしょうけども、かいつまんで結構ですから、説明してください。担当者が説明したらええやん。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

今回の繰越明許の分ですが、本来ですね、年度内に住民基本台帳システムのほうが、根本でございます。本来は、年度内に終了する予定でございましたが、

業者のほうの関係で、電算システムの業者のほうの関係で、一部新年度に持ち越さないとだめだということで、急遽追加となりました。申しわけありません。

以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

農林水産業費の総合スポーツセンター裏山復旧事業でございますが、予算は農林水産業費でございますが、工事を教育委員会のほうで進めておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

29年の10月の台風21号によりますスポーツセンターへの西側の山林からの土砂の崩落の災害がございました。そしてまた、30年の7月に西日本豪雨によります災害で、同じくスポセンの西側の山林が崩落し、大量の土砂がスポーツセンターの体育館の中に流入したという災害がございました。その後、県と協議をいたしまして、技術提案もいただきながら、崩落防止工事を進めてまいりまして、平成30年の12月の21日に竣工し、完了しておったのですが、その後、3カ月後の平成31年3月11日にですね、修復いたしましたところの中腹くらいのものでですね、再度崩落した箇所が見つかりまして、そのための復旧工事の費用でございます。繰り越しをお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、道路橋梁災害復旧事業3,110万円について御説明申し上げます。

当該復旧事業につきましては、平成30年7月5日から8日の梅雨前線集中豪雨により、町内各地で甚大な被害が発生いたしました。9月補正後、直ちに復旧工事に伴う測量設計業務に着手し、年度内完了に向け取り組んできたところでございますが、復旧箇所が多く、地元調整、それから関係機関、警察等の関係機関及び他事業、農地災害、治山等の調整協議に不測の日数を要したため、繰り越しということでございます。

なお、国庫補助対象事業の7カ所につきましては、全て完了しております。町単独事業の12カ所につきましては、3カ所完了しており、9カ所がまだということでございます。6月末には完了予定ということでございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長



それでは、農業用施設災害復旧事業の繰り返しの内容について御説明申し上げます。

昨年発生しました災害につきまして、ことしの1月末に入札を執行しております。前回議決の補正前、1,911万2,000円については福貴のため池災害でございます。これについては、池に大量の土砂等が流入したことによる災害なのですが、さらにですね、土砂が流入したことについて、その土砂を抜き取らないと、しゅんせつしないと被災状況がわからないということで、これについては、3月に繰り越しを報告したところでした。

今回、4件の災害を繰り越ししております。ため池が2件、水路が2件でございます。今回のため池2件につきましても、池の堤の崩落等ございまして、その崩落土を取り除いた上で、被災状況を改めて確認し、復旧方法等を検討するというところで、3月の報告には間に合わなかったというところでした。

また、他のため池、あるいは水路2件につきましても、道路に接するような施設ではございませんでしたので、工事中進入路の位置の選定等、地元との協議、用地所有者との協議に不測の日数を要しまして、年度内執行が難しくなったということでございます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員の全体、30年度予算を通じてというところで、全体の単年度収支、実質収支の御質問でございます。

議員お述べのように、まだ現在、出納閉鎖期間中ということでございます。5月、きょうは8日でございますので、ちょっと大きな支払いが、まだ数日後に支払い日ということになっておりますので、全体の支出のほうのまだ現状もつかめておらないということでございますので、現時点での財政見通しといたしましては、ことしの2月の5日に御説明申し上げましたシミュレーションの中で、実質単年度収支が1億1,400万程度の赤字、実質収支につきましては、収支とんとんというふうな見通しを持っております。実際、それを一つ基本にしながら、財政担当といたしましては、単年度収支の赤字というのは、今年度少し、いたし方ないかなというふうな状況もございますが、実質収支につきましては、収支とんとんと言わず、もう少し上積みできるような形で、今、いろんな歳入科目含めて、検討しておるようなところでございます。現状としては以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 7 番

繰越明許についてはわかりましたけど、きょうは議論したくないですけどもね、6月議会でやればいいですから、簡単に済ませますけど、もともとですね、平成30年度については、去年の4月でしたか、実質単年度収支がですね、予算ベースでいったって相当な赤字、予算ベースで相当な赤字が出た。実際にも相当赤字になるんじゃないかというところをですね、駅周事業絡みの平群小学校の用地について、莫大な借金で用地を購入すると、ほんで、それをもって、5億8,000万の清算金を駅周で生み出してですね、それで黒字になるというような話でした。それも、前町長ともその議論をしてますし、それは当局も認めておられるところです。ところが、ことしの2月になっての説明では、清算金もらえんのが5億8,000万ではなくって4億少しだと、こういうふうに対応、いろんな事情があって、細かいことは言いませんが、下がったと。今の話だったら、その4億円もらっても、実質収支がとんとんということは、今、基金が、平成29年度末で幾らあったか、今、ちょっと定かじゃないです。繰り越しも含めれば3億ちょっとあったと思うんですね。3億の赤字にもなんのかわいというようなふうにも今聞き取れたので、ちょっとびっくりしてるんですけども、最後のところで、実質収支はとんとんというより黒字だというふうにおっしゃってましたけど。実質収支赤字になるということは、もう赤字団体ですからね。もう基金もなくなってということになりますから、それはまた6月議会で言いますけれども、ちょっとその辺の、この間ですね、ずっと財政問題については議論してきてますけど、その辺の流れも含めて、どうだったかっていうのは、ちょっと町当局のほうもね、6月、決算は9月ですけども、ちょっと検証していただきたいなというふうに思うんです。町長も、きょうの招集挨拶の中で、財政が相当大変と、これはもうずっとおっしゃってるんですけども、そのことを自覚した上でですね、住民生活に支障のないようにって、こうおっしゃって、そのとおりなんです。そのとおりなんですけれども、ない袖は振れんっていうことになってくるんで、余計じり貧になる嫌いがあるんでね。その辺ちょっと6月議会で議員全体に、改選して間なしですから、新人の議員さんも2人いらっしゃるんでね、その辺の経過のわからないところもあるんで、その辺、よくわかるような資料もつけていただいて、6月議会、多分一般会計の補正予算出ると思うんですけどもね、決算とは違いますけれども、ちょっとその辺の説明も、資料なかったも私は質問しますから、すぐ出せるような状況にはしていただきたいなという、これはお願いしておきます。

○ 議 長

答弁いいですか。

○ 7 番

はい。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

本分に戻るわな、きょうの本分は専決処分やろう。繰越明許についての審議してるわけや。本分に戻るよ。ここで一つ、ちょっと聞きたい。総合スポーツセンター裏山復旧工事、これは、今おっしゃったように、29年の10月、30年の7月、30年の12月には完了しましたよと、しかし、31年の3月11日にまた崩落してますよと、それに伴います繰越明許の276万1,000円ですよと、こうおっしゃってるわけ。僕、非常にこのね、大事なこと抜けるような、思えてしゃあない。なぜこのような原因になったのか、それも説明してほしかったな。基本的には、僕の調べでは、太陽光をされてる上の敷地に水路かな、排水、そういうものを設置されてないというふうにもちょっと聞いてんねけどな。抜本的にそこら辺を改修しておかなければならないというような、僕のちょっと調査、間違いかどうか知りませんが、まずその改修工事の予定はありますか。どうですか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

今質問ありました太陽光であります。以前、総務防災課のほうで設置させていただいた施設であります。今おっしゃられたとおり、太陽光での排水が原因じゃないかという懸念を我々も持っておるところであります。今、それについての、排水の系統であるとかですね、測量設計を費用をかけながら行い始めたところであります。状況を見て、また補正予算を出させていただいて、対応していきたいというふうな今の状況であります。

以上です。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

あえてね、何で言うかっていったらね、2回も3回もやりかえてるから、なぜ原因がそうなったんですかと、こう聞いているわけ。抜本的な設計されてますかと、こういうわけや。原因がね。崩れて、またでけて、崩れて、途中でまた雨降ったから、しゃあないけどね。金額的には、私知ってますけども、これ、言わへんから、あえてね。いろんな保険、掛かった工事の部分もあるでしょう。

土砂、大分入った部分もね。それは別として、そういうことは、僕は、常にここで報告すべきが基本的な説明ちゃう。去年の12月21日っておっしゃったけど、26日か21日か、どっちかの話やけど、そこでもう竣工済みになってるわけや。それが、何で3カ月後の11日に崩落してるの。設計ミスなのか、施工ミスなのか。例えばですよ、いやいや、原因はほかにありますよと、上の水路がなかったんで、そっちのほうに排水施設が整備されていなかったのっていうふうに私はちょっと、調査いただく結果、そういうふうに思ったんでね、基本的にそういうことを、基本的な災害起こった原因を先説明をしながらすんのが、そのための、今回、町単100%の事業ですよって、工事費ですよって、276万1,000円は補助金ありませんよということも認識しながら、僕はしゃべってんねんで。そやから、今後、こういうことはあんまりないようにしやなおかしいんちゃう。それは、県の方も、町の方も、立ち会われて、検査済みということで、されたそうに聞いているけどね。その点は、やっぱり排水の関係で、2回、3回とは言えないけども、起こった原因は、可能性があるという認識でええのか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、その辺の調査も行っておりますけど、それが可能性が高いというふうな認識は持っております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

調査しはったらよろしいけどね、もう早く、速やかにしてね、対応して、もう2回も3回も工事のやりかえ、やりかえとかね、町単独事業のね、町の金がないときにね、そういう無駄遣いって言ったらいかんけど、これはちょっとな、町税の税金、皆、血税やからな、意に反するようなやっぱり執行の仕方は注意していただきたいということだけ述べておきます。速やかに、工事が早く終わって、排水もちゃんとできて、二度と崩落のないことを祈念してますけど、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより承認第2号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。  
追加日程第12 議案第27号 平群町税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第27号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

実績を言ってもらうのと、実績の出るところでいいですから、実績言ってもらうのと、平群町の場合、これまで、この3割、返礼品、3割以内でおさまっていたのかどうか、その点も含めて説明していただけますか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

すいません。実績ということでございますが、30年度の実績につきましては、ワンストップのみの実績しか把握できておりません。よって、29年度の

実績で答えさせていただきますと、平群町への寄附といたしまして、165人、446万5,000円。それに対しまして、町外への寄附、527人、4,306万1,000円となっております。

基準に平群町は適合してるかということでございますが、担当課に問い合わせたところ、3割以内で行ってるということでございます。

○議長

山口君。

○7番

すごいね。4,000万も出ていってんの。全部が平群町から出るわけじゃないけども、3月議会で三郷町でも、12月やったかな、すごい問題になってて、意見書まで出そうかという動きになったみたいですね。一緒にね、平群町と一緒に、三郷町も、入ってくるより出ていくほうがもう圧倒的に多いと、こんな制度、もうかなわんということですよ。泉佐野市が自主財源というか、市税収入よりようけ寄附集めてるというね、それで、今回の改正になるわけですから。ちょっとそれでも、この今の数字聞いて、ちょっとびっくりしましたけど、これはもう答えんでええですけど、ちょっとほんまに何とか考えないとだめですよ。住民の皆さんにもしっかりPRしないと、金ないのに、こんなようけ出されてたんでは、入ってくるほう頑張れ言うたってね、限界あるし、そんな簡単に金集まらへんしっていうふうに思うんで、ちょっとそのことだけ一言言っておきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
午後3時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時11分)

再 開 (午後 3時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

追加日程第13 議案第28号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第28号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

まず、軽減分について、5割と2割の軽減について、今回、緩和されるという  
ことで、対象者は当然ふえると思えますんでね、その対象者数の変化と、  
それから影響額について、まず説明していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますけども、7割軽減については変更ございませ  
ん。5割軽減につきましては11世帯の増、19人の増でございます。2割軽  
減につきましては1世帯の増、7人の増でございます。合計で12世帯の増、  
26人の増でございます。

影響額につきましては、5割軽減については57万3,000円、2割軽減については6万4,000円、合計で63万7,000円でございます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

これ、いつの時点かっていうのがわかれば。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すいません。30年度ですね、30年度に課税をさせてもらった時点でのデータでございまして、これもピンポイントでつくってるデータでございまして、決算とは若干異なってくる数字でございます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すいません。データをとるときにですね、当初賦課決定をさせてもらって、それから、そのデータをとった時点でするので、若干のずれは出てきます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

それはいいんです。いや、聞きたいのは、平群町、この間、国保税の加入者、すごい減ってきました。今、落ちついてるのかどうか知りませんが、ここ二、三年で相当大きく変わってるんでね。だから、これが数字として出る時点での世帯数と加入者数、それ、わからんとやね、それ、人数はもちろんふえてんのは今の説明でわかりますけども、全体が減ってんにふえてんのかっていうのもあるからね。いや、それでちょっと、今、それ聞きたかったんやけど。今わからなければ、後でもええけどね。ちょっとその辺、わかれば。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すいません。ちょっととってるデータの日が違うんで、申しわけないですけども、31年の3月末と、1年前の30年3月末のデータの比較なんですけども、31年3月末ですね、被保険者数が4,664人、2,839世帯でござ



ございます。昨年は4,961人で、世帯数が2,968ということで、同じ3月末、3月末のデータで見ますと297人のマイナス、そして、世帯数では129世帯のマイナスということでございます。

○議長

山口君。

○7番

限度額の、来年度、今年度じゃなくて、来年度からということなんですけども、3万円、医療分についてだけ上がって、全体で96万。平群町の場合、よそよりむちゃくちゃ高いから、国保税がね、むちゃくちゃ高いから、所得がよそに比べて低いところで限度額になるわけですよ。その限度額になる大体モデルケースでどうなんのかっていうのは、去年もおととしも聞いてると思うんですけど、その点どうですかね。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

あくまでも平成30年7月データということですけども、医療分でいきますと、30年であれば給与収入で705万円、それが、31年になりますと738万円ということで、33万円の増加になります。支援金分、介護分は変更ございませんけども、支援金分でいきますと給与収入で845万円、介護分で行きますと620万円ぐらいで限度に達するというところでございます。

○議長

山口君。

○7番

こんなとこ、ほかにないと思うからね。もう答弁はええですけど、845万円の収入で、介護分はそれより低いわけだから、もう介護もいっぱいありますよね。で、96万円。もうその限度額自体超える最低ラインのところかですね、1人1割、そら、1億円収入ある人なら、96万であろうが、100万超えようが、そう大して影響はないでしょうけども、800万円台で、以前、大分前に聞いたときにはね、950万から1,000万超えないと、大体限度額には達しなかった。それが、もうこんだけ下がってきてるっていうのはやっぱり異常ですよ。1回よそも調べたらいいと思いますけど、平群町がいかにも異常かということをおね。職員の皆さんは国民健康保険じゃないから、痛みがわからないからね、はっきり言って。痛みがわからないから、平然と値上げできるんですよ。だから、よそと比べてもどうかと、それと、協会けんぽと比べてどうか、そういうことはね、やっぱり私は、住民に責任を持つ町として

はですね、きちっと持つべきやと思う。町長、どう思いますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

他市町村のことにつきましてははですね、まだそこまで詳しい検討はさせてもらってないんですけども、ただ、協会けんぽに比べてここは非常に高いというふうに思います。それは、やはり1人当たり医療費を考えた場合にですね、国保の場合であれば38万円ぐらい、協会けんぽになれば多分半分ぐらいになると思うんですね。そういう加入者の層によってですね、かなりそういう誤差が出てくるとは思います。やはり後期になれば100万近くになりますし、国保であれば38万、若い人であれば基本的に社会保険、会社の健康保険なんかであればですね、加入者が若い世代、層ということになりますので、医療費も安くなると。そういうことであれば、保険料も安くなる。当然やと思うんですね。そういうことにつきまして、会社が半分持ってますけども、国保に関しても、基本的には半分公費ということになってますんで、それについては、ある程度いたし方ないかなって、今の制度上ですね、というふうには感じています。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

そんなこと聞いてるんじゃないかって、痛みがわかりますかって聞いている。いや、今、課長言ったように、協会けんぽの倍以上ですよ、平群町は。前、資料も出して、まだこれ、上げるときに、資料も出して議論しましたけど。だから、その痛みがわかるかっていう話を聞いている。いや、今度の場合は、軽減もちょっとずつ上げんのは何でなんですか。軽減もちょっとずつ国が上げてくるのは、それだけ高い、要するに低所得者ほど、基本的に国保の場合は負担が重いんですよ。何でかいうたら、均等割や平等割があるからですよ。協会けんぽとか健保組合のやつは、全部所得だけでいくじゃないですか。人头割がないでしょう。世帯割もないでしょう。だから違う、そこが違う。だから、今、全国知事会が、この前意見書を出しましたけども、否決されましたけどね。だから、全国知事会や市長会や、そういうところが国に意見として上げてるのが、均等割と平等割やめてくれと、医療割だけにしてくれと、そのために1兆円の公費負担をと、こう言ってるわけですよ。何もこれはむちゃな話じゃなくってって言ってるわけです。だから、僕は、何もね、あなたたちにそれをやれって、国がやることやから、やれって言ってるんじゃない。だから、僕は、担当課長に聞いているん

じゃなくて、町長として、その痛み、わかりますかって聞いているんですよ、平群町の国保税の高さの。当然よそより高いっていうことは御存じなわけですから、そのことを聞いている。だから、それは、町長として聞いているんですよ。そんなん、行政として、それは、担当課長がですよ、国保会計きちっと回すためには、たくさんもらえるほうがええに決まっているわけじゃないですか。でも、自分たちはそれ払ってない、だから、痛みわからないって、そら、言い過ぎかもわからんけども、そう言いたくなるほど高いんですっていうことを言いたいんです。町長、どう思いますか。

○議 長  
町長。

○町 長  
確かに国民健康保険の税率については、奈良県下に比べては一番高いっていうのはもう十分承知しております。ただ、まあこれ制度上の問題もありまして、県の納付金の問題とか、いろいろ国保を安定的に運営していくためには、住民の皆様には高い負担を願っているんですけども、いたし方がないのかなというふうに、痛みについては十分わかっているつもりでございます。

○議 長  
山口君。

○7 番  
この議論はきょうはしませんが、金が余ってるということだけは言っておきます。痛みがわかるんだったら、余ってる分ぐらいは下げるのが本来の筋ですよということね、このことだけは指摘しておきます。あとはいいです。

○議 長  
ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長  
ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長  
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

追加日程第14 議案第29号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第29号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8番

今、課長から御説明ありましたように、調整地域のところをですね、市街化調整区域を市街化区域の扱いをするということなんですね、今、御説明では。それで、今、ゆめさとこども園は建っておりますね。特養か特老か建ってますね。ゆめさとは町の施設ですから、まずそういうことはあり得ないと私は思います。具体的なこういう、私も何回もこういうことに携わったことがあるんですけども、具体的に要望によってこういうものが動くというのは、社会的には一般だと思えるんですよね。具体的な計画はあるんですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

この地域での医療施設の誘致ができるように、平成27年度ぐらいから取り組んできたところでございます。今現在は、医療施設の、ここへ来るといのはまだ決まっておられません。

○議長

森田君。

○8番

そうすると、この地域で、調整地域では病院は建たないんですか。病院が建たないから、そういうことで、私は、やることはいいと思うんですよ。住民の

方の医療のあれがふえるということで、いいと思うんですけども、変えるときにですね、今、調整区域のところに建たないから、こういうことをやろうとしてる、このエリアをですね。特にゆめさと以外のところが該当するんじゃないかなど、私、一般的に思うんですよね。町としても、非課税だと、建物とか、あれは、一般的に非課税だったというふうに、私、記憶してるんですけども、調整区域に建たないからこういうことがあるのか。それと、もう少し具体的なことはないんですか、本当に。そういうことは、一般的に言うてですね、誘致するとかなくて、一般的にこういう種のもは、具体的な要請を受けてやるのが一般的だというふうに、私は、自分で経験したことで申し上げてるんですけども、まず、調整地域で建たないのか、病院が。もう一つは、具体的に要請はなしに動いておられるのか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

先ほど言いましたように、平成27年ぐらいからですね、ちょうどゆめさとこども園ができて、子どもさんがけがをしたと、また体の調子が悪い、こういったときに、すぐ診てもらえる医療施設っていうのを、町として検討してきたところですね。実際ですね、そういった問い合わせもありました。平群町として、都市計画マスタープランも改訂し、ここで、医療・福祉ゾーンとしてですね、この空き地のところに医療系の施設を誘致すると、こういうことで、今回、このような条例改正ということに至ったところでございます。

○議長

森田君。

○8番

今、誘致という話がありましたね。誘致ということは、町が動くということですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

受け皿を整えるということでございます。

○議長

森田君。

○8番

もう一度確認したいんです。調整地域では建たないものですね、こういうものは。病院とか、そういうものは建たない地域、調整地域では建たない用途と

ということで理解していいんですか。

○議 長

はい、副町長。

○副町長

今の森田議員の御質問でございますけども、基本的に、調整区域といいますのは、建物の建築を、市街化を調整するという、そういった根本的な役割っていうか、考え方があります。今回ですね、ゆめさとこども園、あるいは特別養護老人ホーム、これは、要するに、県の開発審査基準に適合してると、基準に適合してるといふ、そういったことで、立地要件をクリアして建築されたという認識をしております。

森田議員の病院が建たないのかどうかという御質問ですけども、これも同じでございます。開発審査会に諮って、それで適合すれば、一定の条件をクリアすれば、建築は可能であると、そういう認識でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

それだったら別に、こういう医療・福祉ゾーンにしなくてもできるという今の答弁ですよ。こういう指定をしなくてもできるということですか。

○議 長

副町長。

○副町長

平成30年の3月に都市計画マスタープランが改訂をされております。このときにですね、168の椿井地区の南地区については医療・福祉ゾーンという、そういった土地利用計画を設定されたという、こういう経過があります。これは、都計審なりでも説明はされてると思うんですけども、その中でですね、当然そのときに策定された都市計画マスタープランの医療・福祉ゾーンに合う土地利用を誘導するということも含めて、地区計画で規制をすると、規制も誘導もするということが必要じゃないかという、そういったことから、今回提案させてもらったということです。

○議 長

はい、山口君。

○7 番

今の件はいいですわ。

ちょっと今さっき、残ってる1,500平米っていう話でしたけど、場所はどこになりますか、これの。去年の7月に議員のポストに配付されてた、一緒

のもんですけど、きょう出てるの。色がついてるから見やすいんで、ここのどこになるんですか。1, 500平米、空き地っていうのは。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

第二グレースの入っていく進入路の横があいております。あの場所です。

○議長

山口君。

○7番

あれは、当然民地ですよ。ここの1.1ヘクタールのうち、保育所部分は当然町が買い上げてから、町有地になってますけど、当然介護施設と、今、空き地っていうのは、これは民地ですよ。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

おっしゃるとおりです。民地です。

○議長

井戸君。

○4番

ちょっと確認で、ちょっといろいろ混乱しておりまして、わかりにくいんですけども、市街化調整区域でも、こども園が可能で、今、グレースも建ってるところから、全部許可おりてるということで、病院もオーケーなんだけど、一応プランに沿って、条例改正で合わせるということなんですよ。ということは、現在でも、一応は可能ということなんですかね。ずっと前から、今おっしゃられた土地には病院が来る来ないっていう話は、ちらほらは聞いてても、具体的にはどうなのかって、よくわからない中で、実際やっぱり現状のままでは問題があって、なかなか建たないのか、これを、この条例改正をすることによって、言うなれば、ちょっとハードルが下がるのか、ちょっとその辺のことを説明いただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

地区計画を設定することによって、この地区がですね、明確に医療・福祉ゾーンとして医療施設が立地しやすいと、こういうことが明確にされたっていうことですね、先ほど受け皿と言いましたけども、できるだけこのあいたとこ

ろへ医療機関が来て、そしてこども園があります、そして特養があります、そういうところで、すぐに診療ができるということを、町としても、そういう思いがあってですね、このような設定をしてきたところでございます。

以上です。

○議長

いいですか。井戸君。

○4番

ちょっとわからないですけど、今でも建てれるのは建てれるのですけれども、要は、町としてアピールしやすくなるということなんですか。ちょっとさっきの僕のハードルが下がるっていうのは、いろんな、この地区はたしか三つ、四つの法規制かかっていると思う。三つぐらいですかね、法規制がかかってて、ゆめさとの駐車場つくるのも大変だったと思うんですけども、今回外すことで、規制を外すことで、何らかのメリットがあるというか、業者にとってメリットがあるのか、町としてアピールしやすいのか、ちょっとそこを知りたかったんですけど。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

立地基準を明確にしたっていうことですね、事業者も来やすくなったと、このようなことでございます。

○議長

山口君。

○7番

基本的なこと聞くけど、平群町は医療機関が足りないの。それと、もう一つ、県が医療計画を立てますよね。それとの関係で何かあんのかどうか。ちょっとその辺、不勉強で申しわけないけども、その点ね、いや、今の話やったら、平群町、病院足らんから、病院とか医療機関足らんから、来やすくするためにしただって言うてるわけやから、当然平群町は、どういう科目で足らんのかわからんけど、そういう認識でいいんですか。それはここでええんかいな。

○議長

副町長。

○副町長

医療機関足らないかどうかっていう、ちょっとそういうことは私も認識はしてないんで、御答弁は申し上げることはできないんですけども、ちょっと再度申し上げたいんですけども、都市計画マスタープランの中で医療・福祉ゾーン、



市街化調整区域、この考え方、竜田川駅東側にある国道168号平群バイパス沿道の椿井地区では、医療・福祉、子育てなど、今後の少子・高齢化に対応する施設の立地を促進します。なお、施設立地に際して、無秩序な市街化の抑制や周辺の良い住環境の確保の観点から、地区計画制度の適用等に努めますと、こういうふうに明記をされておると。この上位計画に基づいて、今回上程をさせてもらったということで御理解いただきたい。

○議長

山口君。

○7番

そんなこと言うてへんねん。違うやろう。さっきの答弁で、要するに、こども園が横にあって、けがしたときにすぐに診てもらえるというような話とか、ほんで、来やすくするって言うから、平群町の医療体制は足らんということで、町が考えて、こういう計画立てたんかって聞いているわけやんか。いや、マスタープランあるから、全部ええってということないで。変わるやんか、途中で、そんなもん。平群町の需要かて変わってくるわけやから、人口かてどんどん減ってるんやから、変わるわけやんか。既に子ども診療所ができたじゃないですか。5月、今月からオープンしてるでしょう。いや、だから聞いてんねやんか。医療機関足らんから、今の話やったら、足らんっていう答弁してんねやん。来やすくするって言うてんねんから。だから、そこはどう思ってんねんって聞いているわけでしょう。いや、別に、だから、都市計画課長が答えてええのよ。政策推進課長でも、町長でも、副町長でもええねやんか。そこを聞いてんねん。今、副町長言ってるのはそんな話とちゃうやんか。上位計画があるからやったって。そしたら、上位計画つくったら、もうすぐそういうふうにするのか。いや、ここにあるやん。ずっと計画立ってるのは知ってるやんか。やること悪いって言うてるの違うやんか。さっきからの答弁聞いてたら、整合性とれんよって言うてんのやんか。だから、足らんのやったら、足らんって言うてくれたらええねやん。県の医療計画っていうのは、県が1次から3次まで、全部県がいろいろ見るわけやんか。それとの兼ね合いでどうやって聞いているわけ。俺は詳しく知らんよ。でも、大体そうやから、そのことも含めて、今の話やったら、足らんねんから、じゃあ、県も、足らんから、そういうふうになんかというふうに、そのことはええけど、平群町としてどう思ってんのって聞いてんねやんか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

医療機関が足りる足りないっていうのは、そこに視点を当てておりません。というのが、あそこにこども園がある、そして特養がある、そして空き地がある、有効活用っていう意味でいえばですね、それは医療機関あればですね、子どもも助かる、お年寄りも助かる、こういったことで誘導すると、そういうことでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ちょっと話にならんよ。必要もないのに、平群町は医療機関余ってるのに、来てくれるところがないでしょう、そんなん、基本的に。どんなゾーンにしてくれたって構へんねん、別にそのことで。せやけど、今の答弁やったら、来てもらわんとあかんみたいなことを言うから、平群町は足りないんですかって聞いてんのにやな、そんなことは関係ないねんって、関係なしに、自分ら、計画してんのか、地区計画。そういうことになんのや、今の答弁やったら。だから、都市計画課長じゃなくって、政策のほうで答えるべきやって言ってるわけでしょう。大浦課長、どうなんや。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

政策全体的なということで、山口議員の御質問でございますが、今、今回の土地利用の線引きの見直しのものにつきましては、当然、一定担当課のほうで、こういうふうな土地の利用方法が、いわゆる上位計画等に基づいた上でやるのが平群町のまちづくりに資するやろうというふうな判断でされた今回の条例の議決案件の上程やというふうに理解をしております。いろんな規制っていうのは、町内、あるわけでございます。当然、規制を受ける地域と、そうでない地域というのが混在する上でのまちづくりというふうになってるので、その辺の規制の概念につきましては、担当課のほうで整理をされた上で、今回、こういうふうな形で御提案をさせていただいてるというふうに、まず認識はしておるところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

いいですけどね。ちょっと声荒げて悪かったけど、いや、せやけどね、答弁の整合性とれてへんのよ。医療・福祉ゾーンって、もう福祉施設は二つあるわけやんか。こども園と介護施設とね。別に医療機関来るのだから、誰も反対も

せえへんし、別に、それするの悪いって言うてるのちゃうねん。その説明がやね、森田議員が、予定あるんですか言うたら、ないって言うわけやんか。じゃあ、ないなら何でつくるんですかって言うたら、いや、来てほしいからって言うわけやんか。来てほしいんやったら、平群町、じゃあ、医療機関足らんのですかと、そら、足らん科目もあるかもわからん。そういうことで誘致しようとしてるのか言うたら、いや、とにかく来てもらいたいからつくるんですみたいな話ではね、住民に説明できないでしょう。ほんで、どうなんの。税金の関係でいうたらどうなるわけ、あそこは。福祉施設やったら、税金はどうなるわけ。主には固定資産税になると思うけども。その1, 500平米、今使っていない空き地については、ここは福祉施設違うんやから、当然固定資産税かかるやろうね。いやいや、僕もようその辺は知らんけど、税務課長、その辺どうなんか、念のために聞いときますけど。こども園は町の施設やから、当然固定資産税なんか払わへんし、取らへんわな。介護施設はどうなの。固定資産税とか、そんなんはもうないわけ。いや、だから、その辺どうなん。その辺も含めて教えてよ。

○議長

山口君。

○7番

誘致しやすくなるということは、そういう税制面の特典もあるから、誘致しやすくなるということなんか、いや、そこが全然見えてけえへんねやん。ただ単に、何のために、じゃあ、これ、もう計画立ててて、ずっとやってると。ほんで、本当なら6月議会で条例制定って、去年の資料には書いてあんねけど、早くできたから、5月臨時議会ということになったんやと思うんやけど、その辺、何かね、納得できる説明になってないんですよ。と思うんやけど、自分らは納得できる説明してると思ってはんの。その点どうなん。病院足りてるのか足りてないのか、答えてよ、そしたら。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

病院が足りてるか足りてないかっていうのは、今、資料を持ち合わせておりません。わかりません。

○議長

山口君。

○7番

でも、これつくって、計画立てたときは、医療・福祉ゾーンって言うてんね

やから、福祉施設二つあって、ほんで、今、さっきから、診療所みたいな、医療機関って言うわけやから、足りてるか足りてないかわからんのに、でも、計画立てたときは足らんかったけど、今は足りてますって言うんやったら、まだわかるけどやね、今の段階でわからんのに、来てほしいからって言ったら、矛盾せえへん。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

足りる足りないっていうより、先ほどから議題も出てましたけども、少子・高齢化っていうことです。当然医療機関っていうのは、これから必要になってくるっていうのは当然のこととっております。先ほどから言ってますように、ゆめさとこども園、それから特養もございます。そういったところに医療機関を誘致すると、受け皿を整えていくと、そういうことで進めてきたと、こういうこととございます。

○議長

山口君。

○7番

堂々めぐりやりたくないけど、町長、ずっとね、ちょっと今の聞いてて、理解できますか。足りるか足りないかわからん。わからん、せやけど、少子化のためって、でも、来るのは民間でしょう。公立の医療機関つくるわけじゃないじゃないですか。いや、公立の医療機関つくんのやったら、話、別よ。平群町としてやりたい、県がやるか、平群町がやるかは別にして、それやったらわかるけど、民間を誘致するわけでしょう。民間の病院かて、経営成り立たんかったら来ないでしょうが。だから、足りてないのか、足りてんのかって。要するに、平群町だけじゃないですよ。近隣の三郷や斑鳩も含めての話になってくる。だから、県の医療整備の関係で、医療計画と整合性なんかも考えてやってんですかって、こう聞いてんのにやね、全くそれには答えられずにやね、もうとにかく来てほしいからやるんですみたいな、そんな話やな、別にこれ、計画立てたからって、来るかどうかは別問題としてもね、余りにもちょっとずさんな答弁ではないんですか。町長、どうなんですか。あなた、今の今田課長の答弁で、私もそのとおり、一緒ですっていうことなんですかね。その点、答えてくださいよ。もうこんなやりとりやってたって、時間たつばっかりじゃないですか。

○議長

町長。

○町 長

確かに病院が足りてないかについては、住民1人当たりにはどのくらい病院要るのか、診療科目によりまして、充足してるのかどうかというのは、やっぱりなかなかわからないというようなことがあるんですけども、ただ、今回の都市計画については、特養、またこども園があるために、そういう緊急事態にすぐ対応できるようにという形で、町としても、来ていただけるようにハードルを下げて、今回、計画を立てたということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

県にちゃんと聞いてください。聞いた上で、県は県内の医療計画持ってますから。平群町、じゃあ、診療科目何が足らんとか、そういう、大きいくくりでは、西和の区域になりますけれども、それもちゃんと調べてやってください。担当課はどこになるんですか。健康保険課になるんですかね、多分ね。いや、だから、そこは調べたらすぐわかることですから、町長。もうわからんもん同士、何ぼ話し合い、議論したって、前へ行きませんのでね。ちゃんと調べて、議会に報告するようにしてください。それでよろしいですか。

○議 長

はい、町長。

○町 長

今回、いろんな計画の中にも病院、診療施設、そのほか薬局とか、あといろんな事務所、老人ホーム等も、まだまだ誘致するというような形で計画となっております。その点だけちょっと御理解いただいて、病院の足りる足りないということについては、県のほうに確認させてもらって、報告させていただきます。

○議 長

井戸君。

○4 番

すいません。ちょっと難しい質問になるかもしれないんですけども、今の話もちょっといろいろかかわってくるのかもしれませんが、いろんな部分で、要は、なぜこの区域で、この区間でっていうのが、私からしたら、ちょっと疑問がありまして、ハードルを下げる、ここにそういう施設を集めるのであれば、もうちょっと区域を拡大してもいいでしょうし、例えば、現状であれば、南に位置する駐車場ですね、ここも事実上こども園の用地というのかわかりませんが、なってるわけで、ゾーンであれば、なぜこの区域に絞ったのか。例えば

ですけども、今後のことを考えると、南の田んぼ全てをゾーンにしてもいいわけで、また、例えばですけど、この上の中途半端な形をしたゾーンにするのであれば、真四角にするだとか、もう少し広げるのも可能でしょうし、遊休農地もあるわけですから、もうちょっと広げるのも可能だと思うんですけども、きちっとした狭目といいますか、今あるぎりぎりのラインでそういう規制を外すっていう、この根拠ですね、これをちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

この地区計画については、地権者の同意も必要になってまいります。最低3区画が、県のガイドラインで、最低3区画は必要と。今現在ですね、2区画、特養と、それからこども園があると。で、1区画ということで、こういった区域設定になったということでございます。

○議長

はい、副町長、どうぞ。

○副町長

私、先ほどから何回も申し上げてるんですけども、あくまでもこの区域は、上位計画であります都市計画マスタープランの区域をそのまま地区計画として指定をさせていただいてるということでございます。その北側については沿道サービスゾーン、それぞれゾーンがございます。その上位計画は平成30年3月、ちょうど1年前ですね、そのときに策定をしておりますので、その上位計画に則した形で、地区計画を指定をするということでございます。医療機関が足りる足りないという議論はありますけども、あくまでも医療機関だけじゃなしに、福祉施設も含めて、この地域については建築可能であるという、そういった受け皿整理、あくまでも土地利用を誘導するという、こういった御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

追加日程第15 議案第30号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第30号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

今回の一般会計の補正予算、第1号上げていただいて、平群町プレミアム付商品券の件でございますが、要綱もつけていただいておりますので、目的はここにも書かれておりますとおり、消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために、低所得者の皆さんと子育て世帯主向けのもので発行・販売するという事業に当たりますが、決まっている内容をもう少し説明をしていただきたいと思います。商品券、ここにも書かれてる、2万円を2万5,000円ということですが、販売期間、また日時、また購入者の対象、今、4,000人とおっしゃいましたが、もう少し詳しく御説明をしていただきたいと思います。扶養外住民税非課税世帯の皆さんと3歳未満子育て世帯主等々と書かれておりますが、その内容につきまして、もう少し詳しい御説明をお尋ねしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

対象者でございます。先ほど、予算的には4,000名って言ってたんですけども、実際、対象者で低所得者、2019年度住民税非課税者っていうことになってます。その中でも、住民税の課税者と同一生計の配偶者、扶養親族、また生活保護被保険者等は除くことになってます。対象なんですけども、前回、平成28年の臨時福祉給付金と同じような対象者ですので、それと同等の数になると、約3,200名って考えてます。もう一つ、子育て世帯っていうことで、ゼロ歳児から2歳児ということで、年齢別人口から推計しますと、約350名程度と考えています。

あと、販売期間ですね。販売期間は、国のほうから10月1日以降っていうことで示されてますので、10月1日から商品券の販売と使用開始、使用についてはできるだけ長くさせていただくということで、2月末までと考えてます。あわせて、販売期間についても、低所得者に配慮してっていうことで、10月1日から大体1月末、4カ月間ぐらい、分割して購入できるような方法で考えております。

スケジュールなんですけども、7月広報等、ホームページ等で、商品券自体の概要と購入対象者等の掲載をしたいと思います。あわせて、取り扱い参加店舗の募集等も掲載したいと思います。8月から9月にかけて、購入対象者等に申請書、もしくは商品券の購入引きかえ券を個別に送付したいと考えてます。10月1日から商品券の販売、使用開始と、そういうように予定をしているところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。これ、今、分割で購入できるようにっていうお言葉があったと思うんですが、2万円で2万5,000円のプレミアム付商品券ということになると思うんですが、分割でというのはどのようなことでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

御質問にお答えいたします。

商品券は1冊5,000円になってます。それを4,000円で販売っていうことで、5,000円の商品券を1人5冊まで買えるということになってますので、5冊一遍に買わなくても、その期間内で1冊ずつ買っていただいても



いいかなと、いいようにしてます。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

前回ですね、商工会にもお世話かけまして、今回もということではありますが、それは、前のように並んでとか、そういうことの、いろいろ1回目、今回、2回目に当たりますのでね、前回の教訓、いろんないい面も悪い面も、いろいろ教訓があったと思うんですが、そういう面も含めて、何かお考えでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

前回のときは4年前と思うんですけど、そのときは3週間ぐらいで、販売期間、決めていたと思うんですけども、今回は4カ月間ぐらい、長期にわたっての販売ということで、ただ、それを、商品券を、1億円ぐらいになりますんで、その管理の都合もありますんで、10月の開始当初は、土日については商工会のほうにお願いして、あと、それ以降につきましては、金融機関のほうで販売をしていきたいなど。長期間あるので、土日だけでなく平日でも、買える期間が長いんで、買えるかなと思ってます。

○議 長

窪君。

○10番

商品券を使える場所ですね、これは町内だけでしょうか。それとも、他町にもまたがって使えるようにお考えでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

取り扱い店舗なんですけども、平群町の場合は町内に店舗ありますんで、町内で限定して募集をかけようと思ってます。

○議 長

森田君。

○8番

この前提がですね、消費税を10%にするということなんですけども、これ、引き上げしなかったら、いろいろ今、マスコミ報道で議論が出ておりますが、上げなくてもこれはやるんですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

現在、消費税の引き上げの延期のほう、言われてるんですけども、延期っていうことなんで、国の制度がある以上は、平群町の方にも等しく活用していただくということで、事業は実施したいと考えてます。

○議 長

森田君。

○8 番

その質問じゃなくて、消費税が10%に引き上げされなくても、この事業はやるんですかということをお尋ねしてるんです。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

現在、消費税は10月引き上げっていうことで進んでますので、ほんで、制度もそのままありますので、そのまま実施したいと考えてます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

消費税が仮にやめになったらっていうことなんですけども、今は延期っていうことになってますけども、国の制度が、補助事業の制度があれば、平群町の方にも補助金を等しく活用していただくっていうことで、実施はしたいと考えてます。

○議 長

森田君。

○8 番

わかります。国のあれですから、当然引き上げられなくてもやるんじゃないかと思うんですけども、それですらね、ここで非常に気になることは、交付事業補助金が2,550万なんです。全体が4,300万ぐらいの事業なんです。6割ぐらいしか4,000人の人に渡らないということに思うんです。ここでわからんのは、コンピューター、電算委託料が787万4,000円上がってるんですけど、これは何をやるんですか、コンピューターで。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

現在、委託料ということで、J I Pに支払うシステムの改修費でございます。

○議 長

森田君。

○ 8 番

どうのことを改修するんですか。ちょっとそれはわからないので、要するに、低所得者を選別するために、そんな簡単に、もうデータあるんじゃないですか、今のデータが。所得とか、そういうのが、ある程度つかんでおられるんじゃないですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

課税自体は税務課のほうであると思います。ただ、その中でも、扶養親族等、その辺のデータを抽出するには、一定改修が必要となりますので、必要かと思っております。

以上です。

○議 長

山口君。

○ 7 番

今の点でいうとね、2,000万の要するに商品券配るのに、それ以上のお金を使って、事務経費を使うということやね。平群町はそうやって、よそも全部そうかと思って、ただ、大きい市では、例えば1億に対して大体6,000万、7,000万の経費が要る、1億に対してですよ。市町村によって、全部平群町と同じということではないんですが、ただね、おかしいですよ。2,000万円の経済効果を得るのに2,000万円以上のお金を、それも国の金とはいえやね、公費を使ってやる。考えたら、何やってんのっていうような話ですよ。それやったら、さっき冗談で言ってたんですけど、5,000円ずつ配ったほうが、商品券やったらかえたりするのに経費かかるけども、現金で渡せば全然経費かからんわけですよ。もうそれこそ、その手間だけですからね。それならまだわかるけどもというふうに思うんですが、消費税、何が何でも10%に上げたい政府のやり方なんで、そのことについてとやかく言わないんですが、普通ね、普通平群町は、例えば商品券の事業をやるとして、全部自分とこで持つんやったら、こんなやり方やりますか。絶対しないでしょう。

いや、そこでね、もう言いたくないんですが、私も、これ、手挙げざるを得ないと思うんですよ、もちろん、いろんな意味で。でも、こんな不思議なことはね、今回やるにしたって、ちょっと町長ね、荒井知事のもとで、市町村長集

まってるいろいろやってみるみたいですから、そういうところでね、こんなばかげたことはね、ちょっと国にも意見言ってくださいよと。僕はね、ちょっと地方から意見上げたほうがええと思うんですよ。要するに、国全体で、今、無駄なことやってるんですよ。ほんで、今、電算の話出ましたけども、いや、それも経済効果やって言うかもわからんけど、平群町にとっては電算なんて、平群町に金、一銭も落ちませんからね。さっき、550万の商工会の金はまだ町内に落ちますから、まだ生きると思うんですよ。だから、そういうことも考えて、地方の活性化って言うんやったら、こんなちっさい町では、ほとんど経費でも、経費が、そのものが経済効果にならないということもあるんでね、ちょっと、私の希望としては、そういうことはちょっと知事にもちゃんと言って、政府に届くようにしていただきたいなというふうに思いますので、このことはお願いしておきます。

○議長

窪君。

○10番

今回、先ほども申しましたが、2回目の実施となります。その後ですね、担当課のほうで、この経済効果について分析をされました。国のほうでもされましたが、平群町におきましても分析をされまして、一定経済効果があったという、そういう御答弁を担当課からいただいたと思うんですね。その点、今回のプレミアム商品券の事業、このように、他の自治体もほとんどですね、3月の新年度予算で上げられてるんです。平群は上がってこないなど、私もちょっと危惧してたんですが、今回上げていただいて、ほっとしております。他の自治体が、子育て世代、またそういう低所得者の皆さんをフォローするのに、平群でこれが上げれないということは、大変公平性に欠けると思うんですね。それで、町長か担当課でも、どちらでも結構ですが、この事業に対する効果が出ているというふうに分析も前回されておりますので、町として、この事業に対するお考えをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、他市町村では3月議会であってということなんですけど、それは、ほとんどが電算委託料の関係を上げられてます。平群町に当たっても、10月からなんで、今の段階で間に合うやろうと、そういうことで今になっています。

あと、検証なんですけども、低所得者に与える影響ってということで、検証は今後していきたいと思いますので、この事業が終わるぐらいにアンケート等で、

それは検証していきたいなど。一定の効果はあるとは考えてるんで、それを、実際どういうようなものがあったんか、どういうものに使ったんだとか、その辺は検証していきたいと考えてます。

○議長

窪君。

○10番

ということは、前回もそのような経済効果があったと、そのような御答弁いただいたんですけどもね、なかったんでしょうか。あったのか、再度御答弁聞かせていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

前回の経済効果あったってということで、私のほう、回答させてもらったと思うんですけども、経済効果はありました。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○7番

プレミアム付商品券、これについてはですね、ふだん現金で買う部分が商品券で購入することに置きかわるということですね。それで、余り消費拡大にはならない、このように言われています。商品券を使えばですね、また、今度の場合は限定されますので、低所得者と知られることにもなるということで、実際の使用をためらうという見方、こういう見方も強くあります。また、中小商店にとってもですね、商品券を現金化する手間、これがふえるわけです。

また、今回、補正予算でも明らかですし、私も先ほど言いましたが、経費のほう事業費そのものより多くかかる、こういう矛盾があります。全て国庫補助ですから、平群町としては別に負担はほとんどといってないわけですけども、全国的には1,723億円、こういう莫大な経費を費やすものなんですね。

結局、軽減税率やポイント還元ということも含めてですね、このような対策をとってもですね、基本的には消費税増税で消費が冷え込むということがわか

っているからこそですね、経済悪化の歯どめにならないということがわかってるからこそ、基本的には消費税増税で消費が冷え込むと、経済悪化の歯どめにはならないと、たとえ少しでも効果があったとしても一過性ということであります。その後はですね、増税だけが基本的には続くことになる。いずれにしても、低所得者ほど負担が重い消費税の増税を中止することこそが最大の低所得者対策であり、景気対策だと思います。

このことを指摘した上で、プレミアム商品券事業が、町内の限られた世帯ではあるものの、低所得者や3歳半までの子どもを持つ世帯にとって一定の恩恵があるということで、また、全額国庫補助であるということも考慮して、あえて反対せず、この議案には賛成する。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

議案第30号 令和元年度平群町一般会計補正予算（第1号）には、賛成の立場で討論させていただきます。

消費税、10月から引き上げをされます。これは、人口減少の中、社会保障を充実させていくための、やはり財源がなければ、何でも反対では、どのようにも前へ、国民を守ることはできません。そのために、また、10月から幼児教育も無償化となります。3歳から5歳、全ての世帯、所得に関係なく無償で、また、ゼロ歳から2歳、住民税非課税世帯の皆さんも無償となります。そして、これも、今回の、さらに低所得の皆さん、ゼロ歳から3歳未満の皆さんで幼児教育無償化にならない皆さんもおられますので、そういう観点から、このようなプレミアム、一つの方策ではありますが、このような事業を国が提案をして、平群町も導入をすると、このような内容であります。

そして、先ほど、2回目でありますので、平群町でも経済効果が出ているということの評価をいたしまして、この一般会計補正予算に対しましては、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

私もこの補正予算には賛成をいたします。

ここで、2人賛成をおっしゃいましたけど、一つ違った目線といたしまして、今度のプレミアム商品券は、使用される人は減税となります。使用されない人は増税となります。ここら辺もよく関知されてですね、送付されるということ

で、そこら辺も留意されて、ひとつ執行のほうにはよろしくお願ひしたいということ、まず行政に言っておきます。

それと、もう1点は、いろいろ2015年ですか、たしか、このような商品券がされましたけども、これは、消費刺激策という形でされたわけでございます。今回のプレミアムの関係につきましては、商品券については、私は、消費刺激策ではなく、低所得者の救済策というふうに私は認識をしております。よって、そういうこと、執行に当たっては、職員さんにもいろいろ御足労をかけますが、その点もひとつよく御理解をいただきまして、執行していただくようお願いをしたいと、よって、賛成といたします。よろしくお願ひします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

ここで時間延長、午後7時までといたします。

追加日程第16 議案第31号 平群中学校空調設備整備工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第31号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○8番

今、随契の御説明あったんですけども、一般競争入札で不調に終わったからという、なぜ再入札を実施されなかったんですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

再入札になりますと、また1カ月以上の期間を要します。また不調になるおそれもございますし、契約締結が6月の中旬以降になります。そうしますと、夏休み中の集中工事が困難となりまして、2学期の9月からの運転稼働ができなくなってしまいまして、猛暑によります熱中症の対策、そしてまた、中学校の教育環境の整備が図ることができないということがございますので、今回、随意契約により契約締結ということになっております。

○議長

森田君。

○8番

わかったような、わからんような話ですけども、前町長から競争入札を、原理働くということをやっているとされていておりましたので、そのことを今申し上げませんが、空調方式、どんな方式で空調されるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えさせていただきます。

電気方式でですね、天井つり下げ型のエアコンを設置をさせていただきます。

○議長

森田君。

○8番

そうじゃなくて、当然マルチだと思いうんですけども、屋外機が一つで、室内機が何個か空調するやつじゃないかと思いうんですけども、そのことは、答えられたら教えてください。

当然このことによつてですね、ランニングコストですね、大体どれぐらい想定されてるのか、わかれば。年間、電気ということになればですね、相当費用もかかるんじゃないかなと思いうんです。わかる範囲でお答えいただければありがたいです。

○議長

教育委員会総務課長。



○教育委員会総務課長

今回の工事につきましては、北小学校、そして南小学校と同じ手法ですね、一つの教室について、外に室外機をつけるという手法でございます。

そしてまた、電気代につきましては、当初、3月の予算の上程のときにも増額をさせていただきまして、予算計上させていただいておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

随意契約ということですが、一日も早く、やはり子どもたちの熱中症対策、守らないといけないので、これは一定評価っていうんですか、そういう対応をしていただいたことは評価したいと思います。そして、これによりまして、平群中学校のこの件によりまして、平群の小中学校全てエアコン、全面設置となります。

ここで、南小学校、今、工事していただいていると思いますが、6月末までに稼働ができるような状況なのか、ちょっとあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

南小学校のエアコンの進捗状況でございますが、土曜日、日曜日を中心に工事を進めておりまして、今回、この10連休中も集中して工事を実施しております。順調に進んでおりまして、現時点でございますね、全体の工事の約6割から7割程度が完了しております。ですので、当初の予定どおり、6月末までの早い時期に竣工して、エアコンが稼働できるように進めてまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。大変御苦労おかけしております。

それから、電気代ですが、私も3月議会で申しましたが、国のほうでは、電気代で増額になった分は支援という形もありましたが、国のほうからそういう連絡はまだ来てないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

具体的には国のほうからまだ詳細は、書面では来ておりません。

○議 長

窪君。

○10番

しっかりと国会議員が衆議院の本会議で、予算委員会で質疑されておりますので、またその点につきましては、やはり始末をしないで、暑いときは必ずつける。私も北小学校を視察に行かせてもらいましたら、エアコンと、以前に扇風機ですね、各2台つけていただきましたものを、エアコン1台で空気、扇風機で回されてるということをお聞きをしましたので、そういう点も含めまして、やはり電気代の心配のないように、国のほうがそういう支援をするということです、しっかりそこは情報の収集のほう、お願いしておきたいと思います。

○議 長

井戸君。

○4番

お値段の話でございます。11社中9社撤退という、1社失格という、ちょっと悲しい、最終的に随意契約になったわけですが、町の持っている情報として、9社の撤退理由ですね、こちらの提示する価格の範囲が低過ぎたのか、他市町村とのとり合いになったのか。そういう意味では、我々、チェックする側としても、この金額が、極力低いほうがいいわけですが、行政側もちろんそうなんですけれども、どういう経緯で9社が撤退されて、こういう結果になってしまったのか。それが一つと、町としてはこの金額で、値段的には、一般的な価格としては適正とはいえども、もう少し安く、時期が違えば安くできたのか、ちょっと高目になったのかという、あくまでも主観的な話になりますけれども、そういう、担当課で結構ですけれども、どのように感じておられるのかも含めてお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、なぜ辞退が多かったのかというようなことの御質問でございますけれども、今回、冷暖房の臨時特別交付金っていうのが、有利なエアコン設置の交付金が、各市町村で手を挙げられまして、夏休み期間中に集中しておるといことで、多くの現場を業者さんが持っておられますので、技術者が不足しておる、確保できないということ、辞退という理由になっております。

それと、契約金額の妥当性というようなことの御質問かなと思うんですけども、契約金額につきましては、予定価格の範囲内でありまして、全然法令上問題はございませんし、予定価格は事前公表しておりますので、事前公表に合わせた額と同額ということになっておるところでございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第31号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

追加日程第17	議案第32号	平群町及び三郷町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
追加日程第18	議案第33号	平群町及び斑鳩町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
追加日程第19	議案第34号	上牧町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約について
追加日程第20	議案第35号	王寺町及び平群町における西和地域の広域連携に係る連携協約について

以上4件については、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 提案理由説明

○議長

これより議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、4件に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

仕事と子育ての両立を支援する、お子さんが病気になられたときに預かっていただくところがないということで、これが、病児・病後児保育ができることは大変評価をしたいと思います。

そこで、この参考資料でも概要、丁寧な御説明をしていただけていますが、利用定員が1日6人ということで、また、利用受け付けですね、事前登録制で、利用前日または利用当日に電話予約、そして医師の診断書が必要であるんですが、この診断書っていうのは案外高額ではないかと思うんですが、ほかのそういう病後児・病児保育の施設でもこのようなやはり診断書を付さないと受け入れをしてくれないのか、それとも、6人ということで、ある一定の菌どめっていうんですか、そういうことで、このような診断書っていうのがついてるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

診断書につきましては、お預かりするときに、どういう病状かわからないということもありますので、一旦は診断書を提出していただく。ほんで、その病気に引き続いて、2日連続というときは求めませんけども、最初の1日だけは提出していただきたい。費用につきましては、西和医療センターあるんですけども、そこでしたら結構高額なんで、お近くのかかりつけの病院のほうで簡単に書いてもらったら、案外安くできるかなと、そういうことで考えてます。

以上でございます。

ほかの市町村については、同じような運営をしてるということで、西和医療センターと協議した結果、そういうような内容とは聞いております。

○議長

窪君。

○10番

診断書、2,000円、3,000円、案外診断書って高いと思うんですね。そういう部分で、今、課長言うてくださったように、すごくやんわりという感じがいいのであればですね、やはりそういうこともしっかりと周知、これから

されていくと思うんですけども、その点についても、やはり保護者の立場からいいましたら、診断書、もちろんです。何もわからないのに、熱あるお子さんを連れて行って、それでお願いしますというのは、やはりどんな病気を持たれてるか、どういう状況かってわからないということは大変危険な部分もありますので、ただ、この1点、大変、ちょっと高額になるのではないかと、子ども医療費無料といいましても、診断書は無料ではなかったと思いますので、その点、もう少し御協議よろしくお願ひしたいと思います。

それから、周知方法ですね、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

周知方法なんですけども、来年1月からということなんで、それ、完成間近になりましたら、周知、あわせまして、診断書の、どういう扱いがいいのか、どこまで書いてもらうのかっていうのは、委託する西和医療センターと相談しながら、どの程度かっていうのを協議しながら、また、診断書の負担とならないような方向で検討したいと思っています。

以上でございます。

○議 長

ほかにございませんか。山口君。

○7 番

ちょっと気になったんですけど、4件、5町でやるということでね、生駒郡の三郷と斑鳩については平群町が先に、題目ね、ほんで、上牧と王寺については上牧と王寺が先に、これ、何か意味あるのか。ほんで、契約のやり方、変わってっていうふうに最初のほうで説明あったんで、その辺、決められた書式なのかどうか、その点どうですか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

議案の始めのタイトル、平群町が先になってるか、後になってるかということで、例えば平群町と三郷町と、議案、両方とも成立、議決する必要があるので、タイトルを合わせたいということで、公平に甲乙分けてるような次第です。内容については全然、同じような内容でございます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

すいません。平群と三郷とか、後先じゃなしに、分けてる理由ですか。

発言する者あり

○議 長

ちょっと待ってください。はい、福祉課長。

○福祉課長

4議案のうち、平群町が二つ先になって、残りの二つが後ということで、それは、例えば三郷町と協約の議決をもらうに当たって、同じ議案のタイトルにするため、例えば平群町と三郷町、ほんで、三郷町でも平群町と三郷町っていう議案のタイトルを統一するため、そういうふうに合わせてるような次第です。

○議 長

山口君。

○7 番

どっかの議会の見せてもらったけど、そうだったかな。いや、ちょっと気になるけど、そういうふうにして合わせたということやね。はい、わかりました。気になって仕方ないから。

○議 長

いいですか。ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案4件に対する質疑を終結します。

これより議案第32号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして、議案第 33 号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第 33 号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませぬか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして、議案第 34 号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第 34 号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませぬか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして、議案第 35 号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

午後5時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 5時07分)

再 開 (午後 5時20分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

追加日程第21 同意第4号 監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま町長から選任された下中君は、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、退席を願います。

下中一郎議員退場

○議 長

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

同意第4号

監査委員の選任に同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年5月8日提出



記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴畑 2 1 6 3 番地

氏 名 下中一郎

生年月日 昭和 2 4 年 1 1 月 6 日

以上でございます。

○議 長

提案者の提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは、ただいま局長より今朗読がありました同意第 4 号の監査委員の選任について、監査委員については、下中議員を監査委員としてお願いしたいと考えております。

皆様御承知のとおり、監査委員とは、地方自治法第 1 9 9 条に明記されておりますように、財務に関する事務の執行、並びに事業の経営管理、さらには行政運営等の監査を行うものであります。下中議員は、十分な経験と知識を備えられた方であり、適切な監査をしていただけるものと考えております。よって、監査委員に適任であると考えておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第 4 号について採決を行います。

本案については原案どおり選任同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第4号については原案どおり選任同意することに決定いたしました。

下中君に御入場いただいて、御挨拶をお受けしたいと思います。

下中一郎議員入場

○議長

挨拶をお願いします。

○11番

ただいま議会選出の監査委員に選任御同意いただきまして、本当にありがとうございます。

監査委員という役目は非常に大変重要な役目でありまして、本来の出納業務はもとより、行政執行についても厳しい監査の目を取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも、議員各位の御理解と御協力をよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長

追加日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、次期議会の会議運営について、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本臨時会の会議に付議された事件は全部終了いたしました。これで本

日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

議員各位におかれましては、熱心な御審議を賜りまして、本当にありがとうございました。

本日上程させていただきました全議案につきましては、可決・同意・承認いただき、まことにありがとうございます。元号が平成から令和にかわりましたが、新年度が始まりましてまだ1カ月余りでございます。今年度1年間、議員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りながら、平群町の明るいまちづくりを目指して邁進してまいりたいと思っております。どうぞ皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議 長

これをもって令和元年平群町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時25分)